

受注者の皆さまへ（新型コロナウイルス感染対策について）

■新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

（令和2年3月28日（令和3年1月7日変更））

- ・「三つの密」を徹底的に避け、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進することなどが重要です。
- ・新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避するよう努めてください。

■建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

（令和2年5月14日（令和2年12月24日変更））

- ・引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策を講じてください。

（参考）建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

<https://www.mlit.go.jp/common/001380470.pdf>

（参考）新型コロナウイルス感染症対策ホームページ

<https://corona.go.jp/>